

勧 告

本委員会は、報告及び意見に基づき、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 改定の内容

(1) 月例給

意見1-3-(1)で述べた内容を踏まえ、給料表等を改定すること。

(2) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、意見1-3-(2)で述べた内容を踏まえ、改定すること。

2 改定の実施時期

1(1)については、平成31年4月1日から実施すること。

1(2)については、令和元年12月期に支給される期末手当及び勤勉手当の改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施し、令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和2年4月1日から実施すること。